

令和 2 年 7 月 3 日

総合政策局安心生活政策課

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標の中間とりまとめを公表します！

～今後、最終とりまとめに向け、さらに検討を進めます～

昨年 11 月以降、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、基本方針におけるバリアフリー整備目標の見直しに向けて検討を重ねてまいりましたが、今般、次期目標に関する考え方を整理した「中間とりまとめ」がとりまとめられましたので、公表します。

国土交通省では、今年度末が期限となっているバリアフリー法に基づく現行の基本方針における整備目標の見直しに向けて検討するため、学識経験者、障害者団体及び事業者団体等で構成される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、昨年 11 月以降 3 回にわたり、検討を重ねてまいりました。

このたび、上記の検討会での議論を踏まえ、次期目標に関する考え方を整理した「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（中間とりまとめ）」をとりまとめられました。

今後、最終とりまとめに向け、目標を具体化すべく、さらに検討を進めてまいります。

●「中間とりまとめ」のポイント

1. 次期目標の設定に向けた見直しの視点

○次期目標については、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意して検討する。

- ・各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進
- ・聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化
- ・マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
- ・移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

2. 目標期間

○社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、おおむね 5 年間とする。

【添付資料】

- 「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（中間とりまとめ）」（概要）
- 「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について（中間とりまとめ）」

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局安心生活政策課 中村、原、小高

T E L : 03-5253-8111 (内線 25-504、25-503、25-517)

03-5253-8305 (直通)

F A X : 03-5253-1552

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者・高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的にご意見をいただきましたながら、次期目標に関する考え方を整理。今後、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況変化も見極めつつ、さらに検討を進め、目標値を具体化していく。**

(第8回検討会：令和元年11月15日、第9回検討会：令和2年1月16日、第10回検討会：令和2年6月17日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進していく観点から、以下の点に留意して検討する。**

- 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進**
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
- **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化**
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
- **マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進**
- 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」の推進**

※1：新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

目標期間

- ・現行目標期間：平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間：社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間^(※2)**

※2：新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

次期目標に関する考え方

(赤字: 目標の追加)

2018年度末 (現状)		2025年度末までの目標に関する考え方	
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック <u>案内設備 (※2)</u>	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリー化の複数化を進める ※駅施設・車両の構造、運行の状況、駅の利用状況等に応じて、十分に列車の走行の安全確保を図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		障害者用トイレ(※3)	87%
		ホームドア・可動式 ホーム柵	84路線 783駅
		鉄軌道車両(※4)	73%
バス	バスターミ ナル(※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック <u>案内設備 (※2)</u>	バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 目標値を引き上げる
		障害者用トイレ(※3)	68%
		乗合バス 車両(※4)	5%
		貸切バス車両(※4)	1,013台
タクシー	福祉タクシー車 両(※4)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック <u>案内設備 (※2)</u>	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 目標値を引き上げる
		乗合バス 車両(※4)	5%
		貸切バス車両(※4)	1,013台
		福祉タクシー車両(※4)	28,602台
船舶	旅客船ター ミナル(※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック <u>案内設備 (※2)</u>	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 目標値を引き上げる
		乗合バス 車両(※4)	5%
		貸切バス車両(※4)	1,013台
		福祉タクシー車両(※4)	28,602台
船舶	旅客船(旅客不定期航路事業の用 に供する船舶を含む。)(※4)	段差の解消 視覚障害者誘導用ブ ロック <u>案内設備 (※2)</u>	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化 目標値を引き上げる
		乗合バス 車両(※4)	5%
		貸切バス車両(※4)	1,013台
		福祉タクシー車両(※4)	28,602台

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。
※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。
※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。
※5 2019年4月より適用となった旅客不定期航路事業の用に供する船舶は含まれていない。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(中間とりまとめ)(概要)

次期目標に関する考え方(つづき)

(赤字: 目標の追加)

2018年度末 (現状)			2025年度末までの目標に関する考え方
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消 視覚障害者誘導用 ブロック	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加
		案内設備(※2)	○2,000人以上/日の施設を原則100%
		障害者トイレ(※3)	○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機(※4)		原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450km(2019年7月拡大)のバリアフリー化に関する目標値を設定
都市公園	園路及び広場		規模の大きい公園のバリアフリー化率の目標値を引き上げる
	駐車場		
	便所		
路外駐車場	特定路外駐車場		目標値を引き上げる
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物 (※6)のストック		○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化率の目標値を引き上げる ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小中学校については、文部科学省においてバリアフリー化の実態を的確に把握し、整備目標を検討
	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	原則100% ※音響機能付加信号機等及びエスコートゾーンについて、施設毎の整備状況を把握した上で、目標値を明記	
信号機等	移動等円滑化促進方針の作成		移動等円滑化促進方針の作成市町村数に関する数値目標を設定
基本構想等	移動等円滑化基本構想の作成		2,000人以上/日である鉄軌道駅及びバスターミナルが所在する市町村に占める割合を勘案して基本構想の作成市町村数に関する数値目標を設定
	「心のバリアフリー」		○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度に関する数値目標を設定(現状:約24%(※9))

※1 1日当たりの平均的な利用者が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約1,700kmが対象。

※6 公立小中学校は除く。

※7 2020年5月末の数値。

※8 2020年3月末の数値。

※9 2019年12月に国土交通省が実施した「心のバリアフリー」に関するアンケート調査」による。

(参考)基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況の概要(2018年度末)

		2018年度末 (現状)	2020年度末までの目標(令和2年度末)
鉄軌道	鉄軌道駅※1	90%	○3,000人以上を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	84路線 783駅	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 ※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う
	鉄軌道車両	73%	約70%
バス	バスターミナル※1	94%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス車両	59%	約70%(対象から適用除外認定車両(高速バス等)を除外)
	ノンステップバス	5%	約25%(リフト付バス又はスロープ付きバス。適用除外認定車両(高速バス等)を対象)
	リフト付きバス等	1,013台	約2,100台
船舶	貸切バス車両		
	旅客船ターミナル※1	100%	○3,000人以上を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)	46%	○約50% ○5,000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル※1	87%	○3,000人以上を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機	98%	原則100%
タクシー	福祉タクシー車両	28,602台	約44,000台
	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	89%	原則100%
都市公園	園路及び広場	57%	約60%
	駐車場	48%	約60%
	便所	36%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	65%	約70%
	2,000㎡以上の特別特定建築物のストック	60%	約60%
建築物			
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等	99%	原則100%

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。